

各課題の論点整理

H 18 . 5 . 30

重点事項推進WG（放送・通信）

事 項 名	当会議の見解	論点
公共放送の在り方の見直し	<p>視聴者の選択の自由の確保、「民間にできることは民間に」という官業の民間開放及び民間の有料放送等との公正な競争条件の確保という観点から、受信料収入をもって行う公共放送としての事業範囲は真に必要なものに限定すべきである。それ以外の事業については、廃止すべきものは廃止するとともに、存続の意義が認められる事業については、視聴者・利用者との自由な契約に基づく料金収入等によることとし、受信料収入で賄われる公共放送とは明確に区別した上で、その内容・運営面でできるだけ制約を外し、視聴者・利用者のニーズに柔軟に応えられるようにすべきである。</p> <p>受信料収入によって賄われる公共放送として、現在の地上波2波を考えた場合でも、報道等の基幹的なサービスと娯楽番組等のそれ以外のサービスに再編成し、前者を真に公共放送に相応しい事業として受信料収入で賄い、後者については有料・スクランブル化など視聴者との自由な契約に基づく事業とすべきである。</p> <p>以上の公共放送事業とその他事業との区別を経営上も明確にし、NHKをスリム化するとともに、より自由な事業展開を可能とする観点から、娯楽番組部門、番組アーカイブス部門、国際放送部門等は公共放送を担うNHK本体とは別組織にすることを、NHKの抜本改革案の一つとして検討すべきである。</p> <p>将来、周波数に余裕が生じた場合は、その有効活用を図る観点から、真に周波数を必要とする者が利用することができるような割当の方法を工夫すべきである。</p> <p>現行の8波というNHKの保有チャンネル数については、これを大幅に削減すべきである。</p>	<p>総務大臣主催「通信・放送の在り方に関する懇談会」報告書骨子案（平成18年5月16日）の記述は概要以下のとおり。</p> <p>経営委員会の抜本的改革</p> <ul style="list-style-type: none">・例えば、一部委員を常勤化し、経営委員会は国会対応等を含め、実質的にNHKの経営責任を負うべきではないか。経営委員会の事務局も抜本的に強化すべきではないか。また、経営委員のメンバー構成等を再検討すべきではないか。・不正行為を根絶するため、コンプライアンス組織を設置すべきではないか。 <p>NHKのチャンネルの削減</p> <ul style="list-style-type: none">・現行の8波という公共放送の数は、見直すべきではないか。・地上テレビ放送の数を削減することは、地方の住民や高齢者への配慮等の観点から問題がある。一方、衛星放送、ラジオ放送について、どの程度の削減を行うべきか。 <p>NHK本体と子会社の見直し</p> <p>以下の措置を一体的に実施し、NHKグループ全体を抜本的に見直してスリム化すべきではないか。</p> <ul style="list-style-type: none">・NHK本体と子会社の関係の抜本的な見直しが必要ではないか。・公共性の高い事業や受信料で賄うべき事業は当然NHK本体に残すべきであるが、一方で、公共性が低い事業や経営の自由度を与えるべき事業は、外部化すべきではないか。・子会社の抜本的な整理・統合を行い、子会社の数を大幅に削減すべきではないか。 <p>番組アーカイブのブロードバンドでの提供</p>

	<p>なお、当会議の第2次答申を受け、「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」（平成18年3月31日閣議決定）には、以下の措置等が盛り込まれているところであり、その着実な実行を図るべきである。</p> <p>子会社等の統廃合等【平成18年度以降逐次措置】</p> <p>NHKにおいて、（子会社等について）一層の統廃合を行うとともに、その内部部局の統廃合及び管理部門の縮小等を通じて業務を効率化する。</p> <p>外部取引における競争契約比率の向上【平成18年度措置】</p> <p>NHKにおいて、外部取引のうち、番組制作業務委託以外の外部取引について、競争契約比率を向上させる。</p> <p>NHKにおいて、（編集基準に沿った番組制作を担保するために関連団体を介するという）現行の慣行を改めるとともに、番組制作業務委託については、番組の企画提案手続を透明化・明確化する。 等</p> <p>受信料収入の支出使途の公表【平成18年度から実施】</p> <p>NHKにおいて、諸活動のそれぞれについて、その経費が明らかになる程度にまで詳細に、視聴者・国民に公表する。とりわけ番組制作については、番組種別の経費の概要及び個々の番組別の経費が一部公表されるにとどまっており、NHKにおいて、更に詳細な情報の開示に向けた取組を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・NHKの過去の番組アーカイブをブロードバンド上で積極的に公開することを通じ、日本のコンテンツ制作力を強化するとともに、海外に対する映像情報発信を促進するという公共的な役割を果すべきである。 ・NHK本体がこうした事業を行うべきか。それとも、子会社が行うべきか。 国際放送の強化 ・外国人向け映像による国際放送を早期に開始すべきであり、その際、日本文化と報道をバランス良く発信するとともに、テレビ放送とIP網による番組配信の双方で行うべきである。 ・NHK本体がこうした事業を行うべきか。それとも、子会社が行うべきか。 受信料制度の改革 ・ガバナンス強化や組織のスリム化等の措置に加え、受信料徴収コストを削減した上で、現行の受信料水準を大幅に引き下げ、NHKの再生に対する国民の理解を得るようにすべきではないか。 ・フリーライドを看過することはできないので、将来的には、NHKの抜本改革が履行され、国民の理解が得られることを前提に、まず受信料支払いの義務化を実施した上で、その後更に必要があれば罰則化も検討すべきではないか。
通信・放送関連規制の見直し	<p>視聴者の多様なニーズに応えるため、マスメディア集中排除原則の緩和、地上波放送用の周波数帯の他事業者へのリースの容認、地域を限定しないIPマルチキャストによる地上波デジタル放送の再送信等を通じて放送事業者の経営基盤の強化を図るとともに、良質かつ多様なコンテンツの円滑な流通を促進すべきである。</p> <p>なお、当会議の第2次答申を受け、「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」（平成18年3月31日閣議決定）には、以下の措置等が盛り込まれているところであり、その着実な実行を図るべきである。</p>	<p>総務大臣主催「通信・放送の在り方に関する懇談会」報告書骨子案（平成18年5月16日）の記述は概要以下のとおり。</p> <p>マスメディア集中排除原則の緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IP化・グローバル化の時代にふさわしいマスメディア集中排除原則の在り方を早急に確立すべき。 ・その際、手法としては、持株会社方式、キー局による地方局の子会社化等が考えられるが、どの形が望ましいか。 ・キー局同士の統合は認められないと考えるべきではないか。

	<p>地上波放送局の再免許手続の厳格化等</p> <p>地上波放送における競争の促進という観点から、新規事業者の公募手続を明確化する。すなわち、競願処理に当たっては、審査項目を点数化し、その点数に基づいて免許人を決定する等、より明確で透明性の高い比較審査方式を導入するとともに、決定の結果を審査経緯と併せて公表する。【平成 18 年度措置】</p> <p>なお、デジタル放送中継局に対するチャンネル割当が完了し、デジタル放送への移行が終了した時点で新たな地上波デジタル局の設置等を可能にする周波数帯の余裕が生じるという見通しが得られた場合には、その活用について検討を早期に開始する。【平成 18 年度以降逐次検討、デジタル放送への完全移行までに結論】</p> <p>複数局支配規制の一層の緩和【平成 18 年度検討・結論】</p> <p>放送事業者の経営基盤を強化し、放送内容の充実等を促すため、異なる地域間の複数局支配に関する規制の一層の緩和について検討し、結論を得る。</p> <p>放送の伝送路の多様化</p> <p>ア 電気通信役務利用放送制度の見直し【平成 18 年度措置】</p> <p>地上波放送事業者が自ら電気通信役務利用放送事業者として登録し得るよう、具体的なニーズ等を調査した上、早急に検討を開始し結論を得て、所要の措置を講ずる。</p> <p>イ 再送信に係るルールの明確化等【平成 17 年度検討開始、平成 18 年度検討・結論】</p> <p>IP インフラ、衛星など放送コンテンツの伝送手段が多様化している今日、伝送路に係る視聴者の選択肢を拡大し、その利便性の向上を図る観点から、これら新しいメディアについても有線テレビジョン放送と同様、放送事業者から確實に再送信の同意を得ることができるよう、再送信の同意に係るルールを明確化とともに、裁定制度を含めたルールの担保措置の在り方について検討し、結論を得る。</p> <p>放送事業者の電波利用料の見直し【平成 20 年の電波利用料の料額見直し時に措置】</p>	<p>未利用周波数帯の有効利用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 地上波放送のデジタル化が完了した後、放送事業者に割り当てられた地上波放送用の周波数帯の中に未利用部分が生じた場合、当該事業者がそれを活用して通信サービス等の新しいサービスを提供できる環境を整備すべきではないか。 <p>地上波デジタル放送の IP マルチキャストによる再送信</p> <ul style="list-style-type: none"> 地上波デジタル放送を IP マルチキャストで再送信する際は、基本的には地域制限を設けるべきではないのではないか。 県単位の市場のみに依存していては地方局の収益基盤と制作力の強化は困難であり、また視聴者利便を図る観点から、希望する地方局が、自主制作番組の IP マルチキャストによる発信エリアを拡大できるようにすべきではないか。その際でも、県域単位の免許という地上波放送の秩序や地方局の経営に深刻な影響を与えないよう、配慮すべきではないか。 <p>新たな放送サービスへの参入の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 将来的に実現が期待される携帯向け映像配信サービス等の新たな放送サービスについては、新規参入を容易にすべきではないか。 <p>コンテンツの制作・流通環境の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本のコンテンツ産業を活性化し、ソフトパワーの強化を実現するためには、放送事業者の外部調達の在り方を見直すべきではないか。 例えば、NHK については、番組の大半を子会社から調達するのを改め、一定割合は外部調達するようにすべきではないか。また、民放については、番組取引の実態についての情報公開等を進めるようにすべきではないか。
--	--	--

	<p>放送事業者の電波利用料については、その使用帯域幅及び出力に見合った額に改めて見直す。 等</p> <p>N T Tについては、平成11年に持株会社の下に地域会社、長距離会社、携帯電話会社を包摂する形で再編されたが、持株会社であるが故に事実上独占状態にある地域会社と一体的な経営が行われる懸念は払拭されないため、N T Tに対する非対称規制を残さざるを得ず、規制緩和の推進も不徹底なものとなっている。また、IP化時代を迎えて、地域会社がアクセス部分を独占しつつ、持株会社の下で一体経営を展開することがブロードバンド市場の公正な競争を阻害する恐れもある。</p> <p>そこで、通信事業者間の公正な競争を一層促進し、多様な通信サービスを合理的なコストで利用できる環境を確保するとともに、各事業体の持つポтенシャルが十分に発揮されるようするため、まずアクセス部門を含むボトルネック設備の機能分離の徹底を図るとともに、接続会計の整理、ドミナント規制の強化、特定関係事業者との間の役員兼任の禁止などを徹底すべきである。その上で、できるだけ早期に通信関連法制の抜本的な改正を行い、持株会社の廃止、東西会社の業務範囲規制の撤廃等を行うべきである。なお、持株会社を廃止した後も東西会社がアクセス部分を独占する状態が続く間は他の事業者による公平・公正な利用を確実に担保できる仕組みを設けるべきである。</p> <p>インターネット配信の著作権法上の位置付けについて明確化すべきである。特に電気通信役務利用放送に該当するIPマルチキャスティングについては著作権法上の有線放送と位置付けるべきである。</p> <p>ブロードバンド化に伴い通信と放送の融合が一層進展する中にあって、魅力あるコンテンツを利用者が望む手段で享受することができるよう、技術的に通信・放送共用化が可能となっている伝送機能について通信・放送共通の規律を適用するなど融合時代に相応しい制度の在り方を検討すべきである。</p> <p>総務大臣主催「通信・放送の在り方に関する懇談会」報告書骨子案（平成18年5月16日）の記述は概要以下のとおり。</p> <p>事業規制の在り方の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドミナント規制をはじめとする事業規制の在り方を抜本的に見直し、速やかに実施することが必要ではないか。 <p>N T Tの在り方の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1999年のN T T再編は、デジタル化・IP化等の技術革新の急速な進展を想定したものではなく、N T T東西の業務範囲を県内通信に限定する等、結果としてN T T東西のポтенシャルを減じているのではないか。 ・N T T東西がアクセス網をはじめとするボトルネック設備を保有していることにより、ブロードバンド市場全体の健全な競争を阻害することのないようにすべきではないか。 ・通信・放送市場において、競合事業者とともにN T T各社が本来持つポтенシャルが十分に発揮されるようにするには、N T T全体の事業展開の自由度を高めるべきではないか。そのためには、N T Tの在り方の抜本的改革を実施すべきであり、そのための検討を即座に開始すべきではないか。 <p>総務大臣主催「通信・放送の在り方に関する懇談会」報告書骨子案（平成18年5月16日）の記述は概要以下のとおり。</p> <p>IPマルチキャストの著作権法上の扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役務利用放送全体が著作権法上も放送として扱われるよう、政府の関係部局は可及的速やかに対応すべき。 ・関係部局は、放送・有線放送区分を撤廃し伝送路の多様化に対応した包括的な規定とする等、技術革新に的確に対応した抜本改正を早期に行うべき。
--	---

		<p>融合的サービスの出現を促す環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none">・技術革新に伴い、IP ネットワークを活用した全く新しい放送類似サービスが出現する可能性が高まっていることから、こうした新しいサービスの出現を促すため、制度面・技術面での環境整備を進めるべきである。通信・放送の法体系の抜本的見直し・2010年代初頭までに、現行の通信・放送の法体系を全面的に見直し、様々な事業形態を有する事業者がそれぞれ伝送路等の多様化に柔軟に対応し、ユーザーニーズに応じた多様なサービスを提供できる法体系とすべき。
--	--	--

重点事項推進WG（教育）

事 項 名	当会議の見解	論点
学校選択の普及促進等 （「第2次答申」のフォローアップ）	<p>学校選択の普及促進策については、「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」(平成17年12月21日)において合意した内容であるが、その趣旨を明確にして一層の普及促進を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめへの対応 通学の利便性などの地理的な理由 部活動等学校独自の活動 等 <p>を事由とする保護者の就学校変更の申立は、いずれの市町村においても認められてよい旨を教育現場に周知徹底し、学校指定後の上記を理由とする学校選択が妨げられることのないようにすべきである。</p>	<p>(第7回教育SW(平成18年5月18日)当会議提出資料3:文部科学省の回答(平成18年5月15日)より)</p> <p>文部科学省としては、「いじめへの対応、通学の利便性などの地理的な理由、部活動等学校独自の活動等」については、単なる事例ではなく、どの市町村においても就学校の変更が認められてよい理由として示したものです。</p> <p>しかしながら、学校教育法施行令第8条では、「市町村の教育委員会は、…相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した小学校又は中学校を変更することができる」と規定されており、就学校の変更に係る最終的な判断は市町村の教育委員会が行うものであることを踏まえ、事例集や平成18年3月30日付け通知のような記述にしたものです。</p> <p>今後、本通知等の趣旨が適切に生かされるよう、市町村教育委員会等に対し、必要な助言を行ってまいりたいと考えます。</p>
教育パウチャーの導入 (児童生徒数に応じた予算配分方式の導入)	<p>(1) 「与える教育」から「選ばれる教育」へと転換し、教育における「学習者主権」を確立するためには、児童生徒・保護者(以下、「学習者」という。)に対して公平かつ多様な教育機会を提供すると同時に、学校教育の質の向上に向けた各学校の改善努力を促す必要がある。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> 自ら望む教育を受けたいという学習者の権利として学校を選択できる機会を確保し、 現行のように学級数・教員数ではなく、各学校を選択した児童生徒数に応じて予算を配分することを通じて学習者の選択を教育予算の配分に反映すべきである。 	<p>(教育パウチャーの導入に慎重な立場からは以下のようない見解あり)</p> <p>義務教育段階において、パウチャー制度を導入することについては、</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校間の教育水準に著しい格差が生じる恐れがある、 保護者が就学義務を履行するために必要な学校の経営基盤が不安定になる、 <p>等の問題あり。諸外国においても全国的に導入している例は少なく、またその是非について賛否両論あり。</p>

	<p>(2) 「骨太方針2005」(平成17年6月21日閣議決定)及び「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(平成18年3月31日閣議決定)においては、平成18年度中に結論を得ることになっており、上記のような政策効果を有する仕組みを確立すべく、対象となる学校の範囲等の具体的な制度設計や学校及び校長の権限の拡大など必要な環境整備について検討を深め、少なくとも導入に向けた工程を早期に決定すべきである。</p>	<p>諸外国の実態調査もなお不十分であり、制度のメリット・デメリット等について教育行政財政制度全般との兼ね合いを考えながら、慎重に検討することが必要。</p>
教育委員会制度等の見直し	<p>(1) 現在の教育行政組織は、児童生徒及びその保護者(学習者)の期待・意見に対して明確な権限と責任に基づいて即応できる体制がない。すなわち、 学習者から見て権限と責任の所在が曖昧になっている また、各地方公共団体に画一的に設置されている教育委員会は、国の指導助言等に基づく上意下達のシステムとして機能しがちであり、供給者側の視点に立った画一的な学校運営を助長している。 さらに、住民の負託を受けた首長が教育についても責任を持つことが求められている場合であっても、その要請を満たすことができない状況にある。</p> <p>(2) このような現状を改革するために、少なくとも以下の施策を早急に講じる必要がある。 国民が一定水準の教育を等しく受ける上で国が権限と責任を持つべき必要最小限の事項以外は、地方公共団体の代表たる首長が教育ガバナンスの在り方を責任を持って決定できるようにすべき。 そこで、教育委員会の必置規制を撤廃し、各地方公共団体における教育ガバナンスの在り方を原則自由とした上で、その具体的な決定に当たっては、児童生徒・保護者の利益を最大化する観点から、以下の点を担保することとすべき。 ・教育現場に権限と責任を一体的に付与し、児童生徒・保護に対する説明責任を全うできる体制とすること ・各学校の自主性・自律性を尊重し、創意工夫が發揮できる体制とすること</p>	<p>(教育委員会の必置を維持すべきとの立場からは以下のような指摘あり)</p> <p>政治的中立性の確保、継続性・安定性の確保、地域住民の意向の反映のため、首長から独立した執行機関として教育委員会を全ての自治体に置くことが必要。</p> <p>独任制の首長の下では、行為規範によるだけでは政治的中立性が担保できるのか疑問。首長による教育委員の任命、議会による承認、合議制の教育委員会という多元的な仕組みによって担保しているのが現状。</p> <p>教育委員は住民から選ばれた首長によって任命され、議会の承認を得ておらず、また首長ともコミュニケーションをとりながら管理・執行に当たっており、民意を反映した教育行政は現行制度でも可能。</p>

	<p>(3) 市町村立小中学校等の教職員の身分は設置者たる市町村の職員である一方で、その人事権が都道府県の教育委員会にあるという現状は、責任と権限の不一致の最たるものであり、教育現場の自主性・自律性発揮を損ない、また、児童生徒・保護者を含む教育現場の評価に基づく教職員の適切な処遇という点からも問題があることから、教職員の採用、人事異動を含む人事権を学校設置者たる市町村に速やかに移譲すべきである。</p>	<p>教職員の人事権については、当面、中核市をはじめとする一定の自治体に人事権を移譲し、その状況を踏まえつつ、他の市町村への人事権移譲について検討することが適当。</p>
--	---	---

重点事項推進WG（保育）

事 項 名	当会議の見解	論点
1 .保育施設サービスの拡充に向けた民間企業の参入促進等	<p>民間企業等による保育施設サービスへの新規参入並びに既存事業者による施設の拡大、サービスの拡充を促すため、以下の措置を直ちに講じる必要がある。</p> <p>保育所の認可基準の見直し</p> <p>保育所の認可基準は最低基準とされているが、何が「最低」であるかは経済社会の環境変化に伴い不断に見直す必要がある。過去のある時点の状況に基づいた微細で硬直的な仕様を改め、児童の健康維持と健やかな発達等の観点から充足すべき基本的な水準を規定し、それを達成するための方法は各施設の創意工夫に委ねる方向で見直すべきである。例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・0、1歳児については、ほくろ室について一人当たり 3.3 m²の面積が必要とされているが、東京都の認証基準である 2.5 m²程度まで緩和すべき。 ・調理室の必置規制を見直し、給食の外部搬入方式について、一定の条件の下で公立保育所にのみ認めている特区事業の評価を踏まえ、それ以外の保育所にも対象を拡大すべき。 <p>認可保育所の会計基準の見直し</p> <p>平成 12 年に認可保育所の設置主体の制限が撤廃されたにもかかわらず、株式会社等は社会福祉法人会計基準に定める財務諸表(「資金収支計算書」及び「資金収支内訳表」)の作成を義務付けられており、参入規制の撤廃の趣旨と整合的でないばかりか、業務上の大変な負担にもなっていることから、直ちに作成義務を撤廃すべき。</p> <p>認可保育所の運営費の使途の弾力化</p> <p>保育所の運営費については、保育ニーズの多様化等に伴い、適切な施設運営の確保を前提に、その使途範囲について弾力的な運用が認められてきているが、以下のとおり一層の緩和措置を講じるべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配当を行っている保育所については、民間施設給与等改善費(民改費)の加算対象から除外されているが、配当は株式会社として 	<p>左記の措置に対しては、認可基準は最低基準であり、その見直しはサービスの質の低下につながりかねない、運営費は保育所運営のために支出される公費であり、その使途を把握したり、限定したりすることは当然である、等の反論が予想されるが、緩和された場合の影響等が自治体や特区の例で事前に評価が可能であること、社会福祉法人会計基準でなければ運営費の使途が把握不可能とは考えられないこと、運営費の使途の弾力化は保育所運営以外の経費として流用することを求めるものではなく、厳しい財政事情の下、速やかに保育サービスの量的拡充を図るためにには、左記のような規制緩和措置を講ずることが必要と考えられる。</p> <p>なお、運営費の使途については、後掲のとおり、保育施設に対する補助から利用者に対する直接補助方式へ転換すれば、保育施設にとっては利用者に選ばれた結果としての事業収入になることから、上記の反論が指摘するような問題は解決するものと考えられる。</p>

	<p>当然の行為であり、また、同じ資本コストである金利を支払っている保育所については加算対象から除外されていないことから、事実上、経営主体の違いにより差別的な取扱いがなされているのが実態であり、認可保育所への株式会社の参入を容認した以上、このような制約は撤廃すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、一定の条件の下で運営費の3カ月分に相当する額の範囲内まで保育所の土地・建物の賃借料等に充てることが可能となっているが、この3カ月という期間の延長や使途対象範囲の拡大など一層緩和すべき。 	
2. 認可保育所における利用者との直接契約の導入等	<p>認可保育所においては、入所資格が「保育に欠ける子」に限られしており、しかも利用者と施設が直接利用契約を結ぶのではなく、市町村から利用者が割当てられるため、施設側のサービス向上へのインセンティブが希薄である。そこで、認可保育所への入所を「保育に欠ける子」に限定せず、就学前の子供であれば入所可能とともに、利用者が保育所を選択できるよう、施設と利用者との間の直接契約を容認すべきである。</p> <p>保育料については、多くの市町村では国の示す徴収基準額表以上に階層区分が細かく設定され、利用者負担が抑えられており、そのことが認可保育所依存を強める原因となっている。このため、低所得者層等への配慮を前提として、サービス内容に見合った対価を利用者が負担する応益負担方式への転換も含めて保育料も利用者との契約に基づいて自由に設定できるようにすべきである。そうすることによって、利用者の多様なニーズに従来以上にきめ細かく対応できるようになるものと考えられる。</p>	<p>現在法案審議中の「認定こども園」においては、「保育に欠けない子」も受け入れるとともに、認定施設の利用は直接契約で利用料も基本的に認定施設で決定されることになることから、「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」では、その実施状況等を踏まえ、可否について長期的に検討することになっているが、第2次ベビーブーム世代がまだ30代にあるここ5年間程度が少子化対策にとって重要であると言われていることからも、実現に向けた工程を明らかにすることが重要。</p>
3. 利用者に対する直接補助方式への転換	<p>利用者負担の公平化のため、公的補助を現行の施設への補助から就学前の子供を持つすべての家庭に対する直接補助方式に転換すべきである。</p> <p>その際、社会福祉制度としての保育の性格を変え、子育てを広く社会全体で支援するという共助の考え方立って、社会保険制度への転換（「育児保険（仮称）」の創設）も併せて検討すべきである。なお、対等な競争促進の観点から、社会福祉法人に限定した施設整備費補助についても見直しを進めるべきである。</p> <p>直接補助方式の導入に際しては、児童の年齢を基本に各家庭の「要保育度」を設定し、その度合いごとに公的補助の対象となる</p>	<p>利用者に対する直接補助方式へ転換するためには、その前提として直接契約方式への移行が必要であることから、「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」では、認定こども園の実施状況等を踏まえ、可否について長期的に検討することになっているが、第2次ベビーブーム世代がまだ30代にあるここ5年間程度が少子化対策にとって重要であると言われていることからも、実現に向けた工程を明らかにすることが重要。</p> <p>利用者に対する直接補助方式は、選別性の強い現行保育制度を、一般的に利用できる制度への転換を目指すものであり、そのような形で子ども家庭福祉の普遍化を進めていくためには、社会保険制度</p>

	1か月間の保育サービスの利用額の上限を設定すべきである。	への転換を検討すべきであると考える。 なお、少子化社会対策推進専門委員会（少子化・男女共同参画担当大臣主催）報告書において、「国や地方自治体の歳出全般の見直しや、社会保障制度や税制の見直し等による方法に加えて、いわゆる育児保険や子育て基金等、社会で負担を分かち合う仕組みを議論していくことが必要である」とされているところ。
4. 保育サービスに関する情報公開の促進	<p>直接契約方式の導入に当たっては、各認可保育所が契約当事者になることから、少なくとも現在市町村に義務付けられている、施設及び設備の状況、入所定員、職員の状況、開所時間、保育の方針等運営の状況、保育料に関する事項については、各認可保育所に対して公開を義務付けるべきである。</p> <p>また、直接補助方式への転換に当たっては、在宅で保育を行うサービスについても、同様の情報公開を義務付けるべきである。</p>	直接契約方式及び直接補助方式の導入に伴う環境整備の一環として重要。

重点事項推進WG（外国人）

事 項 名	当会議の見解	論点（各省の主張等）
1．在留外国人の入国後のチェック体制の強化	<p>「規制改革・民間開放推進 3か年計画（再改定）」（平成 18 年 3 月 31 日閣議決定）において本件につき記載された事項と合わせて、以下の事項についても同時に検討し、結論を得るべきである。</p> <p>現在、我が国に在留する外国人が出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年 10 月 4 日政令第 319 号）に基づいてその在留資格の変更、もしくは在留期間の更新の許可を求めて申請を行う際は、原則として当初上陸する際に必要とされた資料と同様のものを改めて提出すれば足りるとされる。</p> <p>一方、外国人の在留期間の長期化、定着化傾向が進む中で生じている重大事件等を鑑みるに、受け入れた外国人及びその家族の人権や文化的・社会的背景に配慮しつつ、我が国の経済・社会で生活する上の諸権利を認めるとともに義務を果たさせることがますます重要なになってきていると考えられる。</p> <p>従って、当初の上陸許可から一定の期間が経過した後に申請される在留資格の変更、及び在留期間の更新の許可においては、出入国管理及び難民認定法第 22 条、及び永住許可に関するガイドライン（平成 18 年 3 月 31 日法務省入国管理局公表）に基づいて外国人が永住許可を得る場合などに求める「素行が善良であること」と並びに「独立の生計を営むに足りる資産又は技能を有すること」かつ「その者の永住が日本国の利益に合する」との要件を同様に求めることを検討し、結論を得るべきである。</p> <p>なお、要件追加の検討に当たっては、出入国管理の改善に加え、各市区町村が提供する福祉・教育等の行政サービスの向上や市区町村窓口事務の円滑化の観点から、国税の納付状況、地方税の納付状況、社会保険の加入状況、（家族が同時に滞在している場合には）子弟の就学状況、（在留資格の特性に応じ）日本語能力等を出入国管理関係法令、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第二の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件（平</p>	<p>現時点で想定される論点としては、以下のような事項が考えられる。</p> <p>法務省が所管する法令（出入国管理及び難民認定法関連法令）において、他省庁が所管する健康保険法、国民年金法、国際規約等が規定する事項を法的効果の要件とすることができるかどうか。要件として置いたとして実効性が担保できるかとの点。「永住許可に関するガイドライン」が、「（国税庁の所掌する）納税義務等公的義務を履行していること」が許可の要件と明示している現状にあって、履行すべき公的義務を限定的に列挙し、これを在留資格変更、及び期間更新の要件へと敷衍することの是非。</p> <p>原則として我が国に 10 年在留することを要件とする永住許可に関して、「5 年以上の継続在留」を特例として認められている「定住者」資格を得た外国人が数多く居住する自治体が、外国人労働者の地方税（住民税、自動車税等）の滞納や、不就学児童への対処等に苦慮する現状への対応としてどうか（後者に係る規制改革要望は 17 年 11 月の段階で既に提出されている）。</p> <p>教育についての「義務」ではなく、「権利」に着目した「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A 規約）」（昭和 54 年 8 月 4 日条約第 6 号）は、外国人児童・生徒の不就学割合の低下に対して必ずしも有効に機能しているとは言えない場合があると考えられるが、外国人の保護者向けに、その子女に教育をうけさせる義務（憲法第 26 条 2 項）を課すことも困難な中、子女の就学状況を在留資格変更及び在留期間更新の要件とすることが効果的・効率的な対策の 1 つとなりうるかどうか。</p>
（1）在留資格の変更、及び在留期間の更新に係る要件の追加等		

	<p>成 2 年法務省告示第 132 号) 等の関係告示において明示的に表記することの是非についても考慮する必要がある。</p> <p>また、該当する情報は国の機関と地方公共団体との間での共用が可能なデータベースを構築した上での融通等、我が国における外国人の権利の保護及び義務の履行に係る情報を効果的かつ効率的に収集する方法の在り方に絡めて結論を得ることが重要である。</p> <p>(2) 永住許可を得た外国人に対する在留管理の在り方等</p> <p>在留資格「永住者」は他の資格と異なり、一度許可を受ければ退去強制事由に該当しない限り我が国に引き続いて在留することが可能である。以降は在留期間の更新手続が原則として不要になるという意味では、出入国管理及び難民認定法が外国人に認める最も安定的な法的地位であるが、その安定的な効果は同法第 22 条が規定する「その者の永住が日本国の利益に合する」との要件に支えられていると考えられる。</p> <p>一方で、永住許可を得た外国人も、あらかじめ再入国許可を得た上の出国であれば 3 年間は当該許可が取り消されないとの点において、在留期間に制限のある他の資格と変わりがない。</p> <p>従って、上述(1)の在留資格の変更及び在留期間の更新の在り方に係る検討を行うことに合わせて、永住許可を得た者についても、その在留の状況を定期的に把握することの是非、及び国籍法(昭和 25 年 5 月 4 日法律第 147 号)により帰化の許可を得て我が国の国籍を得た者との権利・義務関係の均衡について検討し、結論を得ることが望ましい。</p>	
2 . 専門的・技術的分野の外国人労働者の範囲・要件・手続の見直し	<p>(1) 外国人介護福祉士の就労制限の緩和等</p> <p>現在、外国人が社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 62 年 5 月 26 日法律第 30 号)に基づいて我が国の介護福祉士の国家資格を取得しても、出入国管理及び難民認定法には該当する在留資格が規定されていないために原則として就労することができず、日本人の有資格者と同等の待遇を得られない。</p>	<p>我が国の国家資格取得者の内外人平等を保障すると共に、外国人留学生・就学生の卒業・修了後の我が国における就労を促進すべきとの当会議の主張に対し、労働市場における需給面の懸念等を論拠に慎重な議論・検討を行う必要があるとするのが厚生労働省の主張。</p> <p>(厚生労働省見解の概要 : 17 年 11 月の規制改革要望に対する回答)</p>

	<p>介護福祉士は、外国人労働者の受入れに係る現在の政府方針である第9次雇用対策基本計画（平成11年労働省告示第084号）における専門的・技術的分野の労働者に該当することに加え、既に我が国の介護福祉士資格を取得した外国人の数、及び在留資格「留学」若しくは「就学」等を得て厚生労働大臣が指定した介護福祉士養成施設にて学ぶ外国人の数は我が国労働市場に雇用情勢の悪化を招くほどとは考えられない。</p> <p>したがって、我が国の介護福祉士資格を取得した外国人に対して内外人平等を保障し、我が国での就労が可能な在留資格を付与することについて早急に結論を得、措置すべきである。</p> <p>なお、本件を措置するに当たっては、フィリピンとのEPA（Economic Partnership Agreement：経済連携協定）交渉において、既に大筋合意した介護福祉士受入れの枠組みとの関係に配慮する必要があるが、その合意内容は、日本語能力や資格取得要件となる実務経験を得る方法について一定の便宜を図る一方で、受入れ人数を制限し、与えられる在留資格も「特定活動」と個別性の高い対応となっている。当該二国間協定による資格取得の在り方とは別に、自ら努めて適法に我が国の介護福祉士資格を取得した外国人介護福祉士には我が国介護福祉士と同様の役割を担わせる内容で、当該分野に係る新たな在留資格を設けるべきである。</p> <p>受入れ範囲の拡大</p> <p>出入国管理及び難民認定法が外国人に我が国での就労を認める在留資格の1つである「企業内転勤」は、本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関が外国に有する事業所の職員が、本邦にある事業所に期間を定めて転勤し、当該事業所において、在留資格「技術」または「人文知識・国際業務」の項に掲げられた活動を行うものとされる。</p> <p>一方で、いわゆる多国籍企業の我が国における活動は、本店所在地が我が国であると外国であるとを問わず多様なものとなっており、「技術」及び「人文知識・国際業務」に掲げられた内容に止まらない現状にあると考えられる。</p>	<p>「介護分野のように現在外国人の就労が認められていない分野において、専門的・技術的分野の労働者として受入れを認めるかどうかについては、たとえ一定の専門性を有する外国人であっても、近隣アジア諸国等の送出し圧力も含め国内の労働市場に与える影響等を十分に考慮し、慎重な議論・検討を行う必要がある。また、指定介護福祉士養成施設を卒業して介護福祉士資格を取得した外国人の受入れについては、経済連携協定における実施状況を踏まえて、経済連携協定に基づく受入れに係る具体的な要件や受入枠との関係などにも留意しつつ検討する必要があると考えている。</p> <p>我が国における将来の総人口は減少するものの、労働力人口は、高齢者、若年者、女性などが活躍できる雇用環境の整備により、今後10年程度は大幅に減少する状況ではなく、労働力不足にはならないと認識している。また、現在でも300万人近く（平成17年11月で292万人）の失業者が存在する中で、介護分野は今後国内の重要な雇用機会の場として期待されている分野である。」</p> <p>現時点で想定される論点としては、以下のような事項が考えられる。</p> <p>「専門的・技術的分野の外国人労働者」とはいえ、受入れ範囲の拡大による国内の労働市場に与える影響等を十分に考慮すべきとの政府方針（第9次雇用対策基本計画）との兼ね合いの整理。</p>
--	---	--

	<p>したがって、「対日直接投資促進策の推進について」(平成15年3月27日対日投資会議決定)において示された、雇用・生活環境の整備の一環として入国、在留制度を改善するとの観点も踏まえつつ、在留資格「研究」または「技能」の項に掲げられた活動も行うことができるよう検討し、早急に結論を得るべきである。</p> <p>優良な企業向けの申請要件・手続の緩和、活動範囲の拡大等</p> <p>と同様の観点から、「企業内転勤」資格について、優良な企業等からの在留資格認定証明書交付申請に係る審査の迅速化・簡素化について(平成16年3月4日法務省管第1322号通達)によって既に措置されている便宜に加え、該当する査証の発給、ひいては在留許可を得るための申請に当たっての要件や手続等についても合わせて緩和を図るべきである。</p> <p>例えば、ア 我が国に事業所があり、少なくとも1年以上事業を継続している、イ 国内外に3か所以上の支店、子会社、関連会社を有している、ウ 過去1年以内に「企業内転勤」資格を得た外国人が10名以上我が国に在留している、エ 我が国での売上(子会社、関連会社などを合わせた金額)が3,000万円以上ある、または我が国で1,000人以上を雇用しているといった要件を充たす多国籍企業で、過去数年間にわたり不許可となった事例がなく、また、受け入れた外国人について発生した事故がない優良な企業には許可を与え、その許可が取り消されない限りにおいて、以下の措置を講じてその国際的な事業の円滑化を図ることを検討し、結論を得るべきである。</p> <p>(ア) 申請要件の緩和</p> <p>出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令(平成2年5月24日法務省令第16号)が、在留資格「企業内転勤」の申請人に求める「申請に係る転勤の直前において1年以上継続して『技術』又は『人文知識・国際業務』に掲げる業務に従事している」との要件に関し、受入れ企業の幹部に就任する者、もしくは業務の内容を熟知している者であれば、年数要件を不問とする。</p>	<p>総合規制改革会議の第3次答申において、「企業内転勤」に係る「在留資格認定証明書」の交付申請に係る審査の迅速化・簡素化を指摘している。これを受け、法務省から16年3月4日付で発出した「申請受理日から2週間以内に処理する、提出が求められる立証書類のうち過去1年内に提出され内容変更がないものは新たな提出を求めない」とする旨の通達による効果の分析。</p> <p>政府として推進する「対日投資促進プログラム」との整合性。企業内転勤による高度人材の受け入れについて、我が国は米国の約60分の1、英国の約6分の1とのOECD(Organization for Economic Co-operation and Development: 経済協力開発機構)の2001年調査結果もある中で、更なる改革の推進による効果の見極め。</p>
--	---	--

	<p>(イ) 申請手続の緩和</p> <p>許可後の申請に際し、出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和56年10月28日法務省令第54号）別表第三が規定する「外国の事業所と本邦の事業所の関係を示す文書」、「本邦の事業所の登記事項証明書、損益計算書の写し及び事業内容を明らかにする資料」、「外国の事業所における職務内容及び勤務期間を証する文書」、「外国の事業所の登記事項証明書及びその概要を明らかにする資料」の提出を免れることを容認して外国人本人に係る審査のみを行い、許可若しくは不許可に至るまでに要する手間と時間を軽減する。</p> <p>(ウ) 活動範囲の拡大</p> <p>受入れ機関が我が国においていわゆる企業グループを形成している場合、グループ内の外国人の移動は自由とする。</p>	
--	---	--

重点事項推進WG（金融SW）

事 項 名	当会議の見解	論点（各省の主張等）
<資本市場についてのルールの明確化> 行政機関による法令適用事前確認手続（日本版ノーアクションレター制度）の対象の拡充【平成18年度中のできる限り早期に措置】	<p>「事前規制から事後チェックへ」の流れの中で市場ルールを明確化するためには、ルールの適用に関する予見可能性を高めること、すなわちノーアクションレター制度の一層の活用を図るべきである。</p> <p>しかし、閣議決定による現行の「行政機関による法令適用事前確認手続」（日本版ノーアクションレター制度、以下N A L。）では、実際の対象法令（条項）が行政処分に係るものに限定されてしまつており、制度本来の主旨に反して、使い勝手の悪いものとなつてゐる。例えば、自己が行おうとしている事業活動が行政機関の告発の対象となるか否かといった場合には、告発が行政の不利益処分に該当しないとの理由で制度の対象外となっているほか、当該事業活動が課徴金の適用を受けるか否かについても、制度の対象であるかが明確となつていない。</p> <p>このため、N A Lの対象を「行政処分に係るもの」から「行政権限の行使に係るもの」に拡充するべく、現行の閣議決定を改正して、閣議決定の文言に所要の修正を加える。</p>	<p>対象法令（条項）を「行政権限の行使に係るもの」に拡充した場合、照会がどれだけ増えるか分からず、事務処理能力を超えてしまう恐れがある。</p> <p>制度利用の現状を踏まえると、対象法令を拡充しても直ちに照会件数が劇的に増えるとは思えない。</p> <p>これまで、電話による事前相談等のインフォーマルな対応をしてきており、N A Lに比べても機動的に対応でき、利用者にも不満はない。</p> <p>公表が原則のN A Lを充実させることで、行政の透明性が高まり、類似の問い合わせが減少することで、行政事務が合理化される。</p>
行政機関による法令適用事前確認手続（日本版ノーアクションレター制度）の更なる周知徹底【逐次実施】	<p>N A Lの平成16年度の照会・回答件数は3省庁で23件となっている。これは、米国S E Cのノーアクションレター制度の利用に比べて圧倒的に少ない。また、金融庁のアンケート（平成17年10月公表）では、N A Lを利用しない理由としては、「照会するような事案が発生したことがない」に次いで、「制度の内容を知らない」ということが挙げられている。</p> <p>したがって、各省は、N A Lの対象の拡充とあわせて、N A Lの手続やN A Lを用いて成功した民間事業者の実例等をポスター、リーフレット等を用いて広く分かりやすく紹介する等、制度の更なる周知徹底を図る。</p>	
<監視機能の見直し> 勧告・告発といった証券取引等監視委員会の有する権能の一層の活用【逐次実施】	<p>不公正取引や粉飾決算といった証券市場におけるルール違反に対しては厳格な対処が必要であるが、現在、こうした違反に対するエンフォースメント（ルールの実効性の確保）は十分であるとはいえない。</p> <p>エンフォースメントを担保する仕組の一つとして、証券取引等監視委員会（以下、委員会）が行う勧告、告発がある。しかし、米国</p>	<p>勧告・告発の件数について、「最近の実績の2倍」といった数値目標を掲げて委員会が取り組むことがポイント。</p> <p>監視委員会の人員をその質も考慮に入れつつ増やすことができれば、勧告、告発の件数は増える。ただし、新たな検査対象先としてファンドが加わる等、機能強化により委員会全体の仕事が増えてい</p>

	<p>のS E Cに比べると摘発件数には顕著な差があり、組織人員の違いや、米国S E Cの件数が着手ベースであることを考慮に入れても、現状の勧告・告発件数ではルール違反に対する十分な抑止力になっているとは言い難い。</p> <p>したがって、委員会は、勧告件数、告発件数について、例えば「最近の実績の2倍程度を目指す」といった数値目標を掲げて、直ちに取り組むことにより、市場におけるルール違反には厳格に対処するという姿勢を明らかにすべきである。その際、「簡素で効率的な政府」の方針の下、現行の人員で取り組むことを原則とする。</p> <p>具体的には、内部告発等を通じた情報の収集の強化、証券業協会や証券取引所といった自主規制機関との連携の強化、格付機関や証券アナリストといった企業財務に詳しい民間のノウハウの活用を図る。</p> <p>私人によるエンフォースメントがほとんど存在せず、不公正取引や粉飾決算といったルール違反が相当程度存在する状況においては、行政上の措置である課徴金制度を活用することにより、エンフォースメントを確保し、ルール違反を抑止すべきである。</p> <p>そのため、金融庁及び委員会は、まずは課徴金の適用件数を増大させる。最終的には、例えば年間100～200件の適用を目指す（現行6件）。そのため、委員会は、上記取組を通じて課徴金納付命令の前提となる勧告件数を増やす。</p> <p>そして、金融庁は、現行では不当利得の吐き出し程度となっている課徴金について、ルール違反への抑止力となる水準に向けて検討を直ちに開始し、例えば現行の5倍程度まで課徴金を引き上げる。</p> <p>その他、委員会は、「有価証券報告書等検査処理状況」の公表のみならず、検査や調査の着手ベースの実施状況を広く公表することにより、監視機関としての活動状況を市場に認知させ、ルール違反に対する抑止力を高めるよう努める。</p> <p>以上のエンフォースメント強化に当たっては、結果として正当な市場取引が萎縮することのないように、各省は、N A Lの活用等を通じた事前のルールの明確化も併せて行う。</p>	<p>る中、委員会内部における人のやりくりによる対応は不可能。</p> <p>インサイダー取引等の通常の検査を証券業協会、証券取引所等の自主規制機関に行わせることについては、行政からはともかく自主規制機関からいろいろと言われることについての業界における抵抗感はまだ根強いものがある。</p> <p>課徴金制度は発足からわずか1年程度であり、時間が立ち、ある程度前例が積み上がれば、勧告、課徴金納付命令までのスピードアップが期待でき、現行人員のままでも納付命令が増えることは考えられる。</p> <p>課徴金制度の運用については、発足から間もないため、その社会的インパクトも考慮する必要があり、慎重にやらざるをえない。</p> <p>課徴金制度については、導入時の附則（平成17年6月29日）によって、2年を目途に、その水準や違反行為の監視の方策等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるとされている。</p>
--	---	--

<p><監視機能の見直し></p> <p>市場の実情に応じたルールの迅速な見直しに向けた建議等の実施</p> <p>【逐次実施】</p>	<p>委員会は、米国SECとは異なり規則制定権・改定権を有していない。委員会は、証券取引検査等の結果に基づき、必要があると認めるときは、必要と認められる施策について内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議することができるとされている(金融庁設置法第21条)ものの、建議の実績は過去7年間でわずかに6件のみであり、市場の実情に応じたルールの見直しが委員会の建議を踏まえて迅速に行われてきたとは言い難い。</p> <p>したがって、まずは当面の措置として、委員会は、常に制度的な問題が生じていないかとの観点からその調査・検査を実施し、ルールが市場の実情に応じたものとなっていないと判断される場合には、直ちに建議等を行い、金融庁はそれらを踏まえて迅速に施策を実施に移すべきである。その際、金融庁及び委員会は、建議のみならず、建議にまでは至らない技術的な修正の経緯についても対外的に公表する。</p>	<p>委員会の機能強化が進み、課徴金調査や有価証券報告書等検査等が新たに所掌事務に加わった結果、事後チェック全体を委員会が担うこととなり、建議の件数も今事業年度はこれまで4件と、1年1件弱だった従来と比べて増えた。</p>
--	---	---

重点事項推進WG（横断的制度分野）

事 項 名	当会議の見解
規制の見直し基準の策定	<p>一定期間経過後の規制の見直し基準</p> <p>(1) 見直しの対象は、法律、政省令・告示等（「法規命令」）および通知・通達等</p> <p>(2) 見直しに当たっては、「規制改革推進3か年計画（再改定）」（平成15年3月28日閣議決定）に定める視点にしたがい見直しを行う。</p> <p>(3) 見直し期間は、5年を標準とし、長くても10年とする。</p> <p>(4) 各形式における一定期間経過後見直しの基準は以下のとおり。</p> <p>ア . 法律 :</p> <p>（ア）規制の新設時に一定期間経過後見直し条項を盛り込む。</p> <p>（イ）既に一定期間経過後見直し条項が入っている法律は、それにしたがい見直しを行う。</p> <p>（ウ）一定期間経過後見直し条項が入っていない既存法律は、法律改正時に一定期間経過後見直し条項を盛り込む。</p> <p>イ . 法規命令 :</p> <p>（ア）既に一定期間経過後見直し条項が入っている法規命令（それ自体には条項が入っていないが、根拠法律に見直し条項があり、当該条項に基づき見直しがなされる法規命令を含む。）は、それにしたがい見直しを行う。</p> <p>（イ）一定期間経過後見直し条項が入っていない法規命令（根拠法律にも見直し条項がないもの。）は、法規命令の新設・改正時に一定期間経過後見直し条項を盛り込むか、 それと同様の効果を有する方法により見直し時期を設定する。</p> <p>ウ . 通知・通達等 :</p> <p>（ア）既に一定期間経過後見直し条項が入っている通知・通達等（それ自体には条項が入っていないが、根拠法律に見直し条項があり、当該条項に基づき見直しがなされる通知・通達等を含む。）は、それにしたがい見直しを行う。</p> <p>（イ）一定期間経過後見直し条項が入っていない通知・通達等（根拠法律にも見直し条項がないもの。）は、通知・通達等の新設・改正時に一定期間経過後見直し条項を盛り込むか、 それと同様の効果を有する方法により見直し時期を設定する。</p> <p>（ウ）「外部効果がない」通知・通達等についても、一定期間経過後見直しに努める。</p> <p>（5）見直し結果および理由を公示する。</p> <p>見直しの推進</p> <p>(1) 各府省庁は、平成18年度末までに、法律と同時に見直す「法規命令」「通知・通達等」のリストを作成し、公表する。</p> <p>(2) リストには、見直しを行う年度（平成19年度～23年度）および以後の見直し周期を明示する。</p> <p>(3) 見直し推進機関は見直し実施状況をフォローアップするとともに、適時報告の徴収、意見表明を行う。</p>

国と地方の規制合理化	<p>国の過剰関与の撤廃</p> <p>地方分権を推進する上で、国による地方への過剰な関与・規制が弊害となっている事例がある。小泉内閣が進める「国から地方へ」という改革の原則に基づき、国による地方への過剰な関与・規制については、撤廃するべきである。</p> <p>特に、ガイドライン等の技術的助言であるにも関わらず、これに準拠しないと不利益を被るような実質的な規制や、自治事務にも関わらず国による規制が残り、地方の実情に応じた事業を実施できないような規制については、撤廃に向けた見直しが必要である。</p> <p>地方ごとに異なる規制の合理化</p> <p>地方公共団体の各種手続の様式等が各自治体で独自に定められているが故に、自治体の行政区域を超える事業活動を行う企業にとって、非効率な事を強いられている事例がある。様式の違い等、自治体をまたいだ活動を行いにくくなっている事例については、できる限り合理化するべきである。</p> <p>特に、単なる書類の様式については、統一化を推し進めることによって地方自治の本旨が損なわれる懸念は小さく、むしろ国民生活の利便性の向上につながることから、速やかに所要の措置を講ずるべきである。</p>	<p>国の過剰関与の撤廃に関する論点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治事務に関し、法令により必置規制、基準が義務付けられているものについて、不必要に地方の自主・自立を阻害しているものがあるのではないか。 ・政省令による規制は必要最小限とし、特に必要な場合にはその理由を明らかにすべきである、また、具体的に撤廃要望等のある個別事例について精査し、改善を進めるべき。 ・技術的助言に従わないと不利益を被るもしくは、地方分権一括法以前の通達が、整理されずに温存されている。 通知・通達等の見直し基準等に従い、適切な整理を行うべき。 ・過去に策定された基準が現状に合わないまま放置されている。 基準、助言等を定める場合でも、内容については実態に即して見直しを行い、不必要的國の規制は整理すべき。 <p>地方ごとに異なる規制の合理化に関する論点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎的自治体では問題の所在が把握できず、広域的取組が必要ではないか。 ・国として、技術的助言、電子化を通じた情報の共有化等を通じ、できる限り問題の解消に努めるべき。 ・地方においても、合理化に向けて地方団体等を通じた自主的な取組がなされるよう要請すべきではないか。
------------	--	---

資格制度の見直し	<p>資格者の質の維持について</p> <p>関係省庁等からヒアリングを行った結果、資格の更新制を探っている資格は、見当たらず、資格者の質の維持のため強制入会としていても、必ずしも定期的な講習等を実施しておらず、研修への参加についても任意となっている資格もある。</p> <p>また、罰則規定等についても、実際に罰則を適用している数が極めて少ないなど、必ずしも法律違反を食い止めるだけの抑止力として機能していないと考えられる資格もある。</p> <p>登録入会制度について</p> <p>関係省庁等からヒアリングを行った結果、強制入会の弊害とされていった報酬の減額制限、過度の広告規制等の競争制限的とみられる規定は、廃止されており、資格者団体を通じて、資格者の品位向上と資質の維持向上が図られているという主張もなされているが、資格者団体に加入しなければ資格者としての業務を行い得ないという点で競争制限的に機能しており、必要以上に資格者間の垣根が高くなっているとの指摘もある。</p> <p>実際、任意入会制を探る土業も存在するが、ヒアリングにおいては、任意入会制による支障はないと主張している。</p>	<p>個別の資格制度における主な論点</p> <p>公認会計士</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査法人等への罰則の適用が適切に行われているかについて ・監査法人にとってクライアントである被監査法人に対し、適切な監査が行えるかについて <p>建築士</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門資格の創設について ・講習の義務づけ等必要な質の維持向上策について <p>医師</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部の悪質・低質な医療者の退出若しくは再教育について ・資格保有者の医師資格のレベルの維持及び向上について <p>その他</p>
----------	---	--